

高知グリーン購入推進協議会

会 則

(名 称)

第1条 本会は、高知グリーン購入推進協議会（以下「会」という）と称する。

(目 的)

第2条 この会は、高知県内の森林や環境保全活動の推進に寄与する意思を有し、環境優良製品の活用を積極的に推進し、地域経済の活性化とともに、高知県の新たな循環型社会システムの構築に寄与することを活動目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高知県内外の森林及び環境保全活動を推進する行政機関や企業、個人及び関係する団体等との交流や連携を図るとともに、優良環境製品等の情報発信及びグリーン製品の調達の促進に寄与するための事業の立案及び持続可能な社会システムの検討を行う。
- (2) 高知県でのグリーン購入を推進する「こうちグリーンネット」ポータルサイトの設置及び運営の支援を行うとともに、高知県の森林及び環境保全活動等に積極的に寄与する。
- (3) 協議会の開催について：協議会は適時、会長が、各委員及び関係する行政や団体、企業、個人（専門家・有識者）等を召集の上、事業推進のための意見交換や検討を行う。
- (4) 委員及びオブザーバー、アドバイザーについて：会長は必要と認めた場合、委員を構成し委員会を設置することができる。委員会は委員の他、有識者や専門家等で構成し、オブザーバーやアドバイザーとして会長が委嘱する。
- (5) その他、協議会において適当と認める事業。

(構成委員)

第4条 この会の委員は、会の趣旨、目的に賛同する個人及び団体（行政及び民間）等の各委員で構成する。

(役 員)

第5条 (1) この会には次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
幹事委員	10名以内
監査役	2名以内

- (2) 役員は全委員の互選において選任する。
- (3) 役員の任期は平成19年3月31日までとする。但し、本会が以降継続される場合の再任は妨げない。
- (4) 会長は、この会を代表し、その業務を総括する。
- (5) 副会長は会長が指名し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 幹事委員は幹事委員会を構成し、業務の決定及び執行にあたる。
- (7) 監査役は本会の会計等の監査にあたる。

(議 決)

第6条 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

(付 則)

1. この規約は平成18年6月5日より施行する。
2. 本会の事務局は特定非営利活動法人ソーホーベンチャー協会内に置くこととする。